

2022年5月26日

株主の皆様へ

日本郵船株式会社

## 当社株式の分割及び株主優待制度変更に関するご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2022年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する当社株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします(効力発生日は2022年10月1日)。

また、これに伴い、当社が実施しております株主優待制度(飛鳥クルーズご優待割引券の贈呈)を変更いたします。

本件に関し株主様のご理解の一助となるよう、「よくあるご質問」をご用意いたしましたので、ご参照ください。

### <よくあるご質問>

#### 1. 株式分割について

Q1 株式分割を実施する目的は何ですか？

株式分割を通じて、当社株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げ、当社株式をご購入いただきやすい環境を整え、投資家層の拡大を図るためです。

Q2 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

(ご参考：株式分割前の当社株価が10,500円である場合の試算)

- ・株式分割前の最低投資金額 10,500円(株価) × 100株(単元株式数) = 1,050,000円
- ・株式分割後の最低投資金額 3,500円(株価) × 100株(単元株式数) = 350,000円

Q3 株式分割により所有する株式の資産価値に影響はありますか？

株式分割により、株価は1/3に調整されますが、効力発生日である2022年10月1日をもって、ご所有の株式の数は3倍となるため、株式分割直後のご所有の当社株式の資産価値は、理論上、同程度になる見通しです。

Q4 株式分割により、受け取ることができる配当金はどうなりますか？

効力発生日である2022年10月1日をもって、ご所有の株式数は3倍となる一方、理論的には株式1株あたりの配当金は3分の1となりますが、2022年5月9日付で開示いたしました2022年3月期決算短信に記載の2023年3月期の期末配当予想額を、1株当たり135円に修正いたしました。

この結果、株式分割前基準による1株当たりに換算すると405円となり、前回予想(1株当たり400円)と比べて実質的に5円増加となります。

なお、今回の株式分割は、2022年10月1日を効力発生日としておりますので、2022年3月31日を基準日とする2022年3月期の期末配当金及び2022年9月30日を基準日とする2023年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

Q5 株式分割後、所有している株式数と議決権数はどのようになりますか？

2022年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株式数に3を乗じた株式数を、2022年10月1日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	300株	—	3個
例②	20株	20株	—	60株	60株	—
例③	35株	35株	—	105株	5株	1個
例④	135株	35株	1個	405株	5株	4個

Q6 株式分割により、何か手続きは必要ですか？

株主様で特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q7 株式分割に伴う株式の売買停止期間はありますか？

単元未満株式の買取り及び買増しを除き、売買停止期間はありませんが、売買後の株式の振替に2営業日を要するため、株式分割前の株価・株式数でのお取引は、2022年9月28日(水)までとなります。

株式分割後の株価・株式数でのお取引は、2022年9月29日(木)からとなります。

単元未満株式の買取りは2022年9月27日(火)から、買増しは2022年9月14日(水)から2022年9月30日(金)まで請求を受け付けることができません。

Q8 株式分割のスケジュールを教えてください。

2022年5月26日(木) 取締役会決議

2022年9月28日(水) 現在の株価・株式数での当社株式売買の最終日

2022年9月30日(金) 株式分割の基準日

2022年10月1日(土) 株式分割の効力発生日

## 2. 株主優待制度について

Q9 株式分割後の優待制度(飛鳥クルーズご優待割引券の提供)はどうなりますか？

2022年10月1日を効力発生日とする当社株式の分割に伴い、贈呈基準を以下のとおり変更いたします。

当社は、株式分割後も毎年3月31日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上所有の株主様を株主優待の対象とさせていただきます。株式分割後に1単元以上所有することになる株主様(株式分割により100株以上を所有することになる株主様)も、新たに株主優待の対象となりますので、株主優待制度の実質的拡充となります。

なお、1単元(100株)以上を所有いただいている現株主様においては、今回の株主優待制度の変更は株式分割の分割比率に基づいた変更となるため、優待内容の実質的な変更はありません。

<現行基準>

(2022年3月31日現在の株主様への株主優待)

所有株式数 (株式分割前)	優待内容 (飛鳥クルーズご優待割引券)
100株以上 500株未満	3枚
500株以上 1,000株未満	6枚
1,000株以上	10枚

<変更後の基準>

(2023年3月31日現在の株主様への株主優待) (下線は変更部分)

所有株式数 (株式分割後)	優待内容 (飛鳥クルーズご優待割引券)
100株以上 <u>1,500株</u> 未満	3枚
<u>1,500株</u> 以上 <u>3,000株</u> 未満	6枚
<u>3,000株</u> 以上	10枚

Q10 優待制度の変更はいつからですか？

2023年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様に対する優待割引券のご提供から、変更後の基準に基づいて実施いたします。(2022年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様には、現行基準に基づき実施させていただきます。)

◆お問い合わせ先◆

1. 株式分割についてのお問い合わせ先

ご不明な点は、お取引の証券会社、または以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株式名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

住所：東京都府中市日鋼町1-1

TEL：0120-232-711（午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日を除く。）

2. 株主優待制度に関するお問い合わせ先

(1)株主優待制度について

日本郵船株式会社 法務・フェアトレード推進グループ 経営法務チーム

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビル

TEL：03-3284-5151

(2)飛鳥クルーズのお申し込み、パンフレットのご請求、クルーズ・スケジュールのお問い合わせ、ご優待対象クルーズのご確認等

郵船クルーズ株式会社

ウェブサイト：<https://www.asukacruise.co.jp>

TEL：0570-666-154 または 045-640-5301（クルーズデスク）

以上